

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 9 月 18 日

金 曜 日

第 3961 号

目 次

告 示	
○道路の区域変更	1
○道路の供用開始	2
公 告	
○平成27年度富山県ふぐ処理師試験の実施	3
○平成27年度職業訓練指導員試験の合格者	4

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第375号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 9 月 18 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年 9 月 18 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前 後 別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 宇奈月大沢野 線	魚津市青柳 248番 5 から 魚津市横枕 754番 4 まで	変更前	A	最大 31.2 最小 6.8	1658.2	新川土木 センター
			B	最大 45.4 最小 11.5	1794.8	

		変更後	B	最大 45.4 最小 11.5	1794.8	
県道 坂本長附線	富山市坂本 353番から 富山市坂本 396番4まで	変更前		最大 9.7 最小 6.3	286.6	富山土木 センター
		変更後		最大 14.1 最小 10.2	286.6	
県道 蓮町新庄線	富山市鍋田84番34から 富山市鍋田84番34まで	変更前		最大 6.5 最小 6.5	17.0	富山土木 センター
		変更後		最大 6.9 最小 6.9	17.0	

富山県告示第376号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月18日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 坂本長附線	富山市坂本 353番から 富山市坂本 396番4まで	平成27年9月18日	富山土木 センター
県道 蓮町新庄線	富山市鍋田84番34から 富山市鍋田84番34まで	平成27年9月18日	富山土木 センター

~~~~~  
公 告  
~~~~~**平成27年度富山県ふぐ処理師試験の実施**

富山県ふぐの取扱いに関する条例（平成22年富山県条例第18号）第12条の規定により、平成27年度富山県ふぐ処理師試験を次のとおり実施するので公示する。

平成27年9月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験日時及び場所

- (1) 日時 平成27年11月22日（日）午前10時から
- (2) 場所 富山市神通町二丁目12番20号
富山県立雄峰高等学校 教室及び調理室

2 受験手続**(1) 受験願書の配布期間及び配布場所**

平成27年10月15日（木）まで、富山県厚生部生活衛生課、富山県内の厚生センター及び厚生センター支所で配布する。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
また、富山県のホームページ（<http://www.pref.toyama.jp/>）に掲載する。

(2) 提出書類等

ア ふぐ処理師試験受験願書（富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則で定める様式）

イ 受験資格を有することを証明する書類

- (ア) 調理師にあつては、調理師免許証の写し
- (イ) ふぐ処理師又はふぐ取扱者の立会いの下にその指示を受けて2年以上食用のふぐの処理に従事した者にあつては、ふぐ処理業務従事証明書

ウ 写真票（出願前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載し、受験案内で定める様式に貼付したもの。）

(3) 受験手数料

14,000円（当該手数料相当額の富山県収入証紙を受験願書に貼ること。）

(4) 受験願書受付期間

平成27年10月1日（木）から同月15日（木）までの午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(5) 受験願書提出先

県内（富山市を除く。）の受験希望者は住所地を管轄する各厚生センター又は各厚生センター支所へ、住所地が富山市又は県外の受験希望者は富山県厚生部生活衛生課へ提出すること。

(6) 受験願書の提出方法

前号に掲げる提出先へ持参によるものとする。（提出期間の午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。））ただし、住所地が県外にある受験者は、郵送（簡易書留）によることも可能とする。

なお、郵送の場合は、平成27年10月15日（木）までの消印のあるものに限る。

3 問合せ先

県内の最寄りの厚生センター、厚生センター支所又は富山県厚生部生活衛生課（電話076-444-3230）に問い合わせること。

平成27年度職業訓練指導員試験の合格者

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により平成27年8月31日に実施した平成27年度職業訓練指導員試験の合格者を次のとおり公示する。

平成27年9月18日

富山県知事 石 井 隆 一

| 職種 | 受験番号 | 職種 | 受験番号 |
|-----|------|----------|------|
| 鑄造科 | 2 | 電子科 | 9 |
| | 3 | 電気科 | 10 |
| | 4 | 自動車整備科 | 11 |
| | 5 | 配管科 | 12 |
| | 6 | メカトロニクス科 | 13 |
| 機械科 | 7 | | 14 |
| | 8 | | 15 |